

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
モンゴルの	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とモンゴルの 国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	248,000 千円 2029.12.31 まで	2021.5.28 ウランバ ートルで (同日)	日本側 小林弘之在モンゴ ル大使 モンゴル側 ボルド・ ज्या フランソワ大蔵大臣	2021.6.18 209号
モンゴルの	新型コロナウイルス感染症危機 対応緊急支援計画のための贈与 に関する日本国政府とモンゴルの 国政府との間の交換公文	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画を 実施するために必要な生産物及び役務の購入	883,000 千円 2025.6.30 まで	2021.7.8 ウランバ ートルで (同日)	日本側 小林弘之在モンゴ ル大使 モンゴル側 ボルド・ ज्या フランソワ大蔵大臣	2021.8.3 256号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。